

空き地・空き家などを譲渡した場合の特例措置

問 税務課 資産税班

☎ 773・6668

個人が、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、譲渡年の1月1日に所有期間が5年を超え、土地とその上物の取引額の合計が500万円以下など、一定の要件を満たす低未利用土地等（空き家・空き地・空き店舗など）を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置を受けることができます。

この譲渡所得の控除を受けるには、市町村が発行する「低未利用土地等確認書」を添付して、最寄りの税務署へ確定申告書の提出が必要です。
低未利用土地等確認書の発行

申請に必要なもの

① 低未利用土地等確認申請書

※申請書は税務課まで。市ウェブサイト（「低未利用土地」で検索）からダウンロード可

② 売買契約書の写し

③ 低未利用土地等の譲渡前の利用について確認ができる次のいずれかの書類

・市の空き家バンクへの登録が確認できる書類

・宅地建物取引業者が、現況更地・

空き家・空き店舗である旨を表示した広告

・電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類

・その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類

④ 低未利用土地等の譲渡後の利用について確認ができる書類

⑤ 申請のあった土地等に係る登記の全部事項証明書

申請書の提出先 税務課（本庁舎）

※「低未利用土地等確認書」は、特例措置の控除が適用されることを確認する書類ではありません。申請から発行までに7〜10日程度かかります。税務署への確定申告の手続き期限を考慮し、余裕をもって申請してください

発行手数料

1件・300円

低未利用土地等の譲渡所得の確定申告に係る問い合わせ

小千谷税務署

☎ 0258・83・2090（自動音声案内）

女性に対する暴力をなくすために

問 こども家庭サポートセンター

☎ 775・7902

11月12日（金）〜25日（木）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間、11月

25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

夫やパートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメントなど、女性に対する暴力は人権を侵害するものです。

一人で悩まず、相談してください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

相談先

DV相談ナビダイヤル

☎ #8008

DV相談+（プラス）

☎ 0120・279・889

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎ #8891

警察相談専用電話

☎ #9110

女性の人権ホットライン

☎ 0570・070・810

住宅用地などの利用状況変更に伴う手続き

問・申 税務課 資産税班

☎ 773・6668

住宅用地には、固定資産税を軽減する措置があります。次に該当する場合は、申告書を提出してください。・雑種地・山林・原野など、住宅用

地以外の土地に住宅を新築した家屋（店舗や事務所など）の全部または一部の用途を住宅に変更した土地の利用状況を変更した（住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど）

住宅用地とは

住宅として使用する家屋の敷地です。工場・倉庫・店舗・事務所などの敷地は該当しません。

住宅用地の軽減率

200㎡以下（小規模住宅用地）…6分の1に軽減
200㎡を超える部分（一般住宅用地）…3分の1に軽減

※いずれも課税標準額を軽減する措置。住宅用地に建つ家屋の総床面積の10倍までを限度

家屋の取り壊し、所有者の変更があったら届け出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

家屋を取り壊した場合は、忘れずに届け出をしてください。

登記されていない未登記家屋

相続・売買・贈与などで所有者が変わった場合は「家屋所有者（権）の変更届」を提出してください。

届け出がないと、旧所有者に課税が継続される場合があります。

申告書・届提出先

税務課、大和・塩沢市民センター